資料7-3

認証表示に係る諸外国制度動向

三菱総合研究所

モビリティ・通信政策本部

2026年11月6日

サマリ

諸外国における無線設備の認証制度に係る表示

- 調査対象とした6つの国と地域（米国・カナダ・韓国・ EU・英国・豪州）のいずれにおいても、無線設備の販売時には認証基準への適合を示す表示（以降「認証表示」）が義務付けられている。
 いずれの調査対象においても、認証表示は本体への表示が原則である。
- 一方で、いずれの調査対象も、表示が不可能・困難な場合等の例外時には、本体の代わりに取扱説明書や包装等への表示を認めている。（ただし条件や表示方法は各国で異なる）
- 二次元コードでの認証表示については、調査対象のうちカナダ・韓国・豪州が制度化している。
 ただし、表示のための条件や、二次元コードに含める情報については各国で異なる。
- ロゴと認証番号を分離した表示については、調査対象のうち韓国が制度化している。
 ただし、分離表示にあたっては一定の条件を満たす必要がある。

参考：各国認証制度の区分イメージ

国・地域	認証制度の区分	概要
日本、米国、カナダ、韓国	第三者認証※	✓ 多くの無線設備では原則として、第三者による認証基準への適合確認及び認証の取得を前提に、認証表示が可能となる。 ✓ 認証取得時に固有の認証番号が割り振られ、認証番号から責任主体の追跡が可能。
EU、英国、豪州	適合宣言	✓ 原則として、製造者等自身による認証基準への適合性を確認することを前提に、認証表示が可能となる。 ✓ 認証番号はなく、製造者を起点とする取引記録の保管義務等で責任主体の追跡が可能。

※日本、米国、カナダ及び韓国において、他無線設備への影響が限定的であるような特定の設備を対象に、第三者認証以外の適合性評価制度（SDoC、自己確認等）も存在する。
ただし、本資料の以降の整理では、同一条件での比較となるよう、日本の技術基準適合証明の対象となる特定無線設備に相当する機器に求められる第三者認証を対象にする。

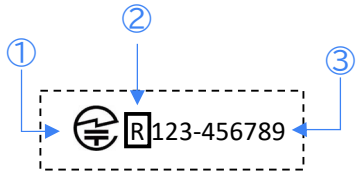
Copyright © Mitsubishi Research Institute

参考：調査対象国の認証表示例のイメージ

- 調査対象国について、無線設備に対する認証表示例のイメージを以下に示す。
 （ただし部分的な省略や代替表示が認められるケースがあり、下記と表示が異なる場合も法令違反とは限らない）

日本

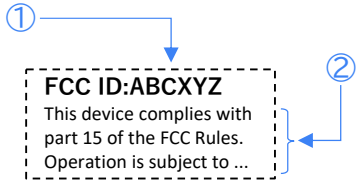
①技適マーク
②R（電波法認証を示す文字）
③技術基準適合証明番号　又は
　工事設計認証番号



米国※

①FCC* ID
②コンプライアンス・ステートメント

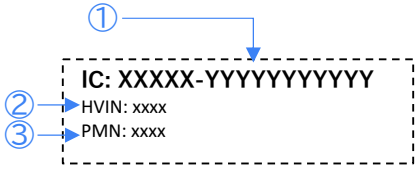
*FCC：連邦通信委員会（米国規制当局）



カナダ※

①ISED*認証番号
②HVIN（ハードウェアバージョン識別番号）
③PMN（製品名）

*ISED：イノベーション・科学経済開発省（カナダ規制当局）



韓国※

①KC*マーク
②モデル名
③固有番号
④認証等を受けた者の情報
⑤製品名称
⑥製造時期
⑦製造者及び製造国

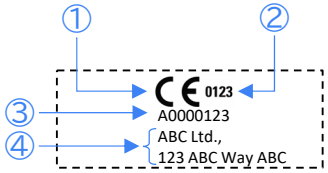
*KC：韓国国家統合認証



欧州

①CE*マーク
②Notified Body識別番号（該当する場合）
③製品識別情報（型式、バッチ番号等）
④トレーサビリティ情報（製造者・輸入者情報）

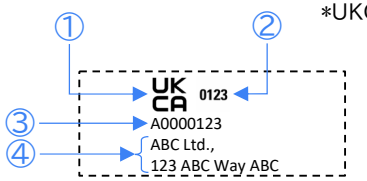
*CE：Conformité Européenne（欧州適合の仏語）



英国

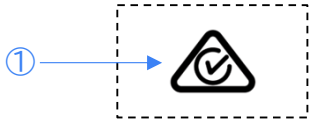
①UKCA*マーク（CEマークも受入）
②Conformity Assessment Body識別番号（該当する場合）
③製品識別情報（型式、バッチ番号等）
④トレーサビリティ情報（製造者・輸入者情報）

*UKCA：英国適合評価



豪州

①RCM（Regulatory Compliance Mark）



出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成
※米国、カナダ及び韓国において、自己適合宣言（SDoC）や自己確認等では異なる表示が認められる場合もあるが、前頁注釈と同様、本資料では第三者認証での認証表示を対象にする。

Copyright © Mitsubishi Research Institute

原則として認められる認証表示の方法｜諸外国動向

国・地域	認証制度の区分	原則として認められる認証表示の方法			留意点
		直接表示	電子表示	二次元コードでの表示	
日本	第三者認証	• 本体に表示 • サイズ要件は撤廃済	• 内蔵 又は 外部ディスプレイ • 添付文書等に表示方法を記載		✓ 外部ディスプレイへの表示は、最初に電波を発射する前に、有線接続により表示できる場合に限る
米国	第三者認証	• 本体に表示 • 4 pt（高さ1.41 mm）以上のフォント	• 内蔵 又は 外部ディスプレイ • 3操作以内 • 取扱説明書等に表示方法を記載		✓ 外部ディスプレイへの表示は、そのディスプレイとの連動で動作可能な設備に限る
カナダ	第三者認証	• 本体に表示	• 内蔵、外部ディスプレイ 又は 音声 • 取扱説明書、包装 又は ウェブサイトに表示方法記載	• 本体に表示 • 直接表示の方法の1つ（詳細はp.6）	✓ 外部ディスプレイへの表示は、そのディスプレイとの連動で動作可能な設備に限る
韓国	第三者認証	• 本体 又は 包装に表示 • 5 mm以上の高さ	• 内蔵ディスプレイ • 3操作以内 • 取扱説明書等に表示方法を記載	• 本体又は包装に表示 • 電子表示の方法の1つ（詳細はp.6）	ー
EU	適合宣言	• [本体又は銘板] 及び包装に表示 • 5 mm以上の高さ			ー
英国	適合宣言	• [本体又は銘板] 及び包装に表示 • 5 mm以上の高さ			ー
豪州	適合宣言	• 本体に表示 • 3 mm以上の高さ	• 内蔵ディスプレイ • 取扱説明書等に表示方法を記載	• 本体に表示 • 直接表示の方法の1つ（詳細はp.6）	ー

凡例）認められていない表示方法は、斜線で表示

出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成

Copyright © Mitsubishi Research Institute

例外的に認められる認証表示の方法｜諸外国動向

国・地域	認証制度の区分	例外的な認証表示の方法	主な適用条件
日本	第三者認証	取扱説明書への表示 ＋［包装又は容器を含む見やすい箇所］への表示	✓ 表示が「困難又は不合理」（体内植込み型設備等）
米国	第三者認証	取扱説明書への表示 ＋ ［包装又は剥離可能ラベル］への表示	✓ 4pt以上の表示が非実用的 ＋ 電子表示不可能 ✓ 医療用体内植込み型設備
カナダ	第三者認証	取扱説明書への表示 ＋ 包装への表示	✓ 最大寸法2.5 cm以下 ✓ 上記以外の設備の場合、 直接表示が非実用的 ＋ 電子表示不可能 ＋ ISED認証局（CEB）の承認
韓国	第三者認証	［本体又は包装］への表示の省略 ＋ 取扱説明書への代替表示 ※取扱説明書への代替表示の詳細はp.9	✓ 最大断面積400 mm²以下 ✓ モデル名が評価申請時と販売・広報時で同一 ✓ 表示困難（体内植込み型設備等）
EU	適合宣言	本体への5 mm未満の小型表示	✓ 視認性・可読性維持
		［本体又は銘板］への表示の省略 （包装への表示は省略不可）	✓ ［本体又は銘板］への表示が不可能 ✓ 機器の性質上、表示が保証されない
英国	適合宣言	本体への5 mm未満の小型表示	✓ 視認性・可読性維持
		［本体又は銘板］への表示の省略 （包装への表示は省略不可）	✓ ［本体又は銘板］への表示が不可能 ※EU離脱に伴う移行措置として、2027年末まで、［本体又は銘板］及び包装への表示の代わりに添付文書への表示が認められている
豪州	適合宣言	包装への表示（視認性＋表面の1%超の面積） ＋ 添付文書（取扱説明書、保証書等）への表示	✓ 内蔵ディスプレイに表示しない ＋ 表示が不可能又は実務上困難 ※3 mm未満の大きさでの表示は認められておらず、実務上困難の要素としてサイズ要件が定められている。

出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成

Copyright © Mitsubishi Research Institute

二次元コードでの認証表示の方法｜諸外国動向

- 調査対象国のうち、カナダ、韓国、豪州では二次元コードでの認証表示が認められている。
- ただし、二次元コードの内容や位置づけは各国で異なる。（表示の方法イメージは次頁）

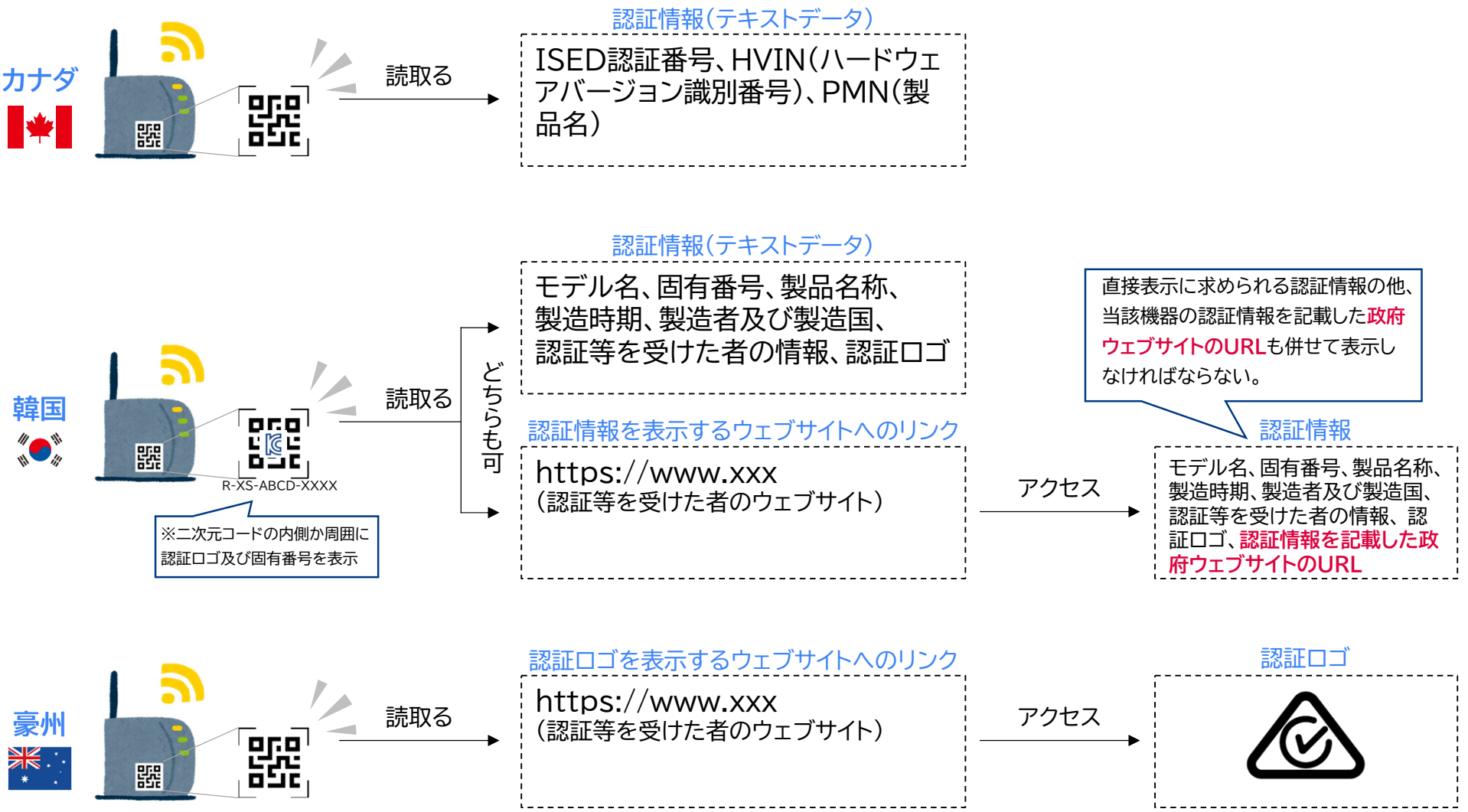
国・地域	認証制度の区分	二次元コードの表示場所	二次元コードの内容（埋込まれた情報）	位置づけ・留意点
日本	第三者認証			―
米国	第三者認証			―
カナダ	第三者認証	本体への表示	認証情報（テキストデータ）	✓ 二次元コードに、認証番号等の本体への表示が求められる情報を全て格納
韓国	第三者認証	本体 又は 包装への表示	①認証情報（テキストデータ）又は ②認証情報を表示するウェブサイトへのリンク（認証を受けた者が作成）	✓ ②の場合、認証情報を記載した政府ウェブサイトのURLを遷移先のウェブサイトに表示 ✓ 二次元コードの内側や枠の上下左右に認証ロゴを表示
EU	適合宣言			―
英国	適合宣言			―
豪州	適合宣言	本体への表示	認証ロゴを表示するウェブサイトへのリンク（製造者等が作成）	✓ 遷移先のウェブサイトの目立つ位置に認証ロゴを掲示

凡例）二次元コードによる表示が認められていない国は、斜線で表示

出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成

Copyright © Mitsubishi Research Institute

参考：二次元コードでの認証表示の方法イメージ



出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成

Copyright © Mitsubishi Research Institute

ロゴと認証番号を分離した認証表示の方法｜諸外国動向

- 調査対象国のうち、韓国ではロゴと認証番号を分離した認証表示が認められている。

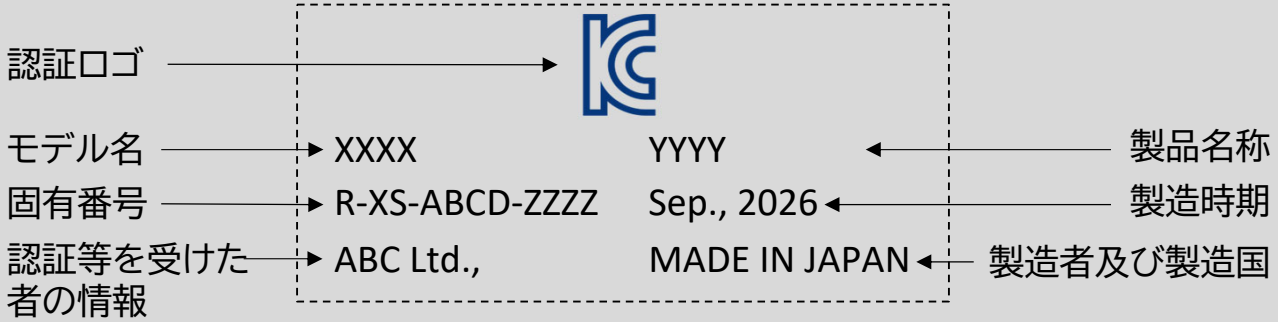
国・地域	認証制度の区分	ロゴと認証番号の分離可否
日本	第三者認証	不可
米国	第三者認証	不可　「コンプライアンス・ステートメント」は分離可能。
カナダ	第三者認証	不可
韓国	第三者認証	可能 （詳細はp.9） ● 表示可能な最大断面積が400mm²以下の場合： ➢ 認証ロゴ又は固有番号のみを直接表示し、その他表示項目を取扱説明書に分離可能 ● 適合性評価申請時のモデル名と製品の販売・広報時のモデル名が同一の場合： ➢ 認証ロゴ及びモデル名のみを直接表示し、その他表示項目を取扱説明書に分離可能 ● 無線設備表面又は包装への表示が困難な設備の場合： ➢ 直接表示を省略し、全ての表示項目を取扱説明書に分離可能
EU	適合宣言	該当しない 制度上、認証情報なし。「製品識別情報」、「トレーサビリティ情報」は、包装又は添付文書への掲載が認められる。
英国	適合宣言	該当しない 制度上、認証番号なし。「製品識別情報」、「トレーサビリティ情報」は、包装又は添付文書への掲載が認められる。
豪州	適合宣言	該当しない 制度上、認証番号なし。

出所）各国政府資料より三菱総合研究所作成

Copyright © Mitsubishi Research Institute

ロゴと認証番号を分離した認証表示の方法｜韓国

- 韓国では、本体又は包装への直接表示が原則だが、以下のいずれかの要件を満たせば、表示項目の一部又は全部の直接表示を省略し、取扱説明書（電子的な方法含む）に分離することができる。



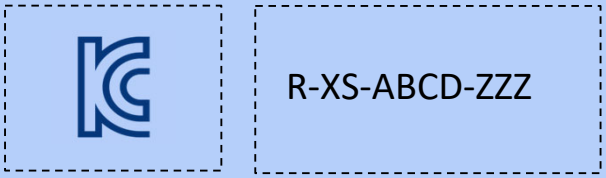
図）韓国における7つの表示項目

表示可能な最大断面積が400mm²以下

適合性評価申請時のモデル名と製品の販売・広報時のモデル名が同一

無線設備表面又は包装への表示が困難な設備（例：体内植込み型設備等）

認証ロゴ又は固有番号のみを**直接表示し**、その他表示項目を取扱説明書に分離可能



認証ロゴのみ　　固有番号のみ

図）本規定適用時の直接表示のイメージ

認証ロゴ及びモデル名のみを**直接表示し**、その他表示項目を取扱説明書に分離可能



認証ロゴ及びモデル名のみ

図）本規定適用時の直接表示のイメージ

直接表示を省略し、全ての表示項目を取扱説明書に分離可能



全ての表示項目の直接表示の省略

図）本規定適用時の直接表示のイメージ

出所）国立電波研究院告示、第2026-4号、「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」、방송통신기자재등의적합성평가에관한고시

Copyright © Mitsubishi Research Institute

その知と歩もう。

MRI 三菱総合研究所